

視察地 神奈川県大磯町

1 視察年月日 平成 25 年 1 月 21 日

2 視察の目的

議会活性化と開かれた議会運営について

①議会基本条例制定後の議会活性化対策について

②議会報告会について

3 視察地の概況（平成 24 年 5 月 1 日現在）

(1) 人 口 32,795 人

(2) 世 帯 数 12,583 世帯

(3) 面 積 17.23 km<sup>2</sup>

(4) 財政規模 9,287,000 千円（平成 24 年度一般会計当初予算）

(5) 地勢・沿革

大磯町は、神奈川県南部に位置し、南は相模湾に面し、北は高麗山、鷹取山などの丘陵地帯を形成している。

江戸時代には、東海道五三次第 8 駅の本陣として繁栄を極めた。その後、明治時代に入り日本初の海水浴場が開設するなど、その温暖な気候から風光明媚な住宅地として脚光を浴び、伊藤博文初代総理、吉田茂元総理など各界の名士が別荘地として利用した。

現在は「紺碧の海に緑の映える住み良い大磯」を謳い、首都圏にありながらも自然と調和したまちづくりを進めている。

(6) 議会の概要

・議員定数 14 人

（平成 7 年 20 人、平成 13 年 20 人、平成 15 年 18 人、平成 20 年 14 人）

・常任委員会

総務建設常任委員会 7 人

福祉文教常任委員会 7 人

議会運営委員会 7 人

議会だより編集委員会 6 人

・特別委員会

予算特別委員会 8 人または 7 人（議長は委員とならない）

決算特別委員会 8 人（議長及び議会選出の監査委員は委員とならない）

・議会事務局

専任 3 人 臨時 2 名（主に議事録作成）

・議会費

149,247 千円（平成 24 年度当初予算）

#### 4 取り組みの現況

##### (1) 議会基本条例（平成 21 年 11 月 1 日施行）

###### ・議会基本条例の基本的な考え方

地方分権の時代を迎え、自治体の自己責任と自己決定の範囲が拡大している。

このため、町長その他の執行機関と対等で緊張ある関係を維持しながら、町民の代表機関として、町が行う事務を評価及び監視するに当たり、その立案、決定、執行等における論点及び争点を明確にする。

また、積極的に町民へ発信することによって、町民と共同のまちづくりを推進し、議会の意思決定における説明責任を果たす必要がある。

ここに我々は、公正で透明、開かれた議会を構築するために議会基本条例を定め、遵守し、実践することにより、町民から信頼され、存在感のある豊かな議会を築くために不断の努力を惜しまないものとする。

##### (2) 反問権

実施していない。

##### (3) 議会報告会（平成 22 年から開催）

議会報告会は、年 2 回 5 月に予算について、11 月に決算についてをテーマとして実施している。開催場所は町の施設 3 箇所で行い、全ての会場に全議員と全事務局員で対応している。（事務局員は受付、資料配布、写真撮影等を担当）

町民への周知方法は、議会ホームページ・議会だより・回覧板・タウン誌等により行っている。

##### (4) 一般会議

希望する団体と意見交換会を実施している。

議会基本条例を施行した平成 21 年に呼び掛けたところ、幼稚園の保護者団体から要望があり実施したが、その後要望が無かった。

議会運営委員会で検討し、24 年 4 月に新たに実施要項を定め、積極的に町民に呼び掛けたところ 2 団体の要望があった。

実施要項第 6 条で会議内容を議会ホームページや議会広報で公表するとしているため、尻込みして要望が少ないのではと心配したが、むしろ自分たちの考えを広く行政や町民に知ってもらえる機会ととらえているようだ。

今後、各団体に議会側から開催を申し入れることも考えている。

##### (5) 通年議会

実施していない。

#### 5 考察

大磯町の議員定数については、これまで 18 年間で 3 回、20 人から 14 人まで削減してきた。平成 20 年に 4 人削減して定数 14 人にした時の経緯は、特別委員会を設置しなかった。

議案は、議員発議で提案され、当初 2 人削減して定数 16 人とする意見が多かったが、議員間で政治的な調整があり、15 対 2 で可決した。

定数を削減した対応として、これまでの3常任委員会を2常任委員会とした。議長によると3常任委員会するときより調査範囲が広く、議運や広報の委員を兼務するため大変だがやるしかない、正直なところ少し減らしすぎたと思っているとのことだった。

年2回行われる議会報告会については、予算と決算のテーマを設けてはいるが、町民のこのテーマに対する関心は低いようだ。むしろ議員と意見交換したいという気持ちが強いようだが、議会側としては、議会としてまとめたことを回答している。そこに、お互いの認識のズレを感じるとのことであった。

以上については、本町議会の抱える課題と共通するものであり、今後の議会改革に参考になるものであった。

他に興味深かったのは、定期的に全員協議会を行い、町当局より本会議に提案されるほぼ全ての議案に対する説明を受け、質疑をするとのことであった。以前、町当局の説明不足から議案の否決が相次ぎ、町当局側からの要望により行ったのが始まりであり、全員協議会で質疑をしても、本会議を形骸化することなく活発な質疑を行うとのことであった。

さらに、予算・決算委員会は全議員の約半数の委員で審査し、委員になれなかった議員は傍聴席で傍聴し、傍聴席から質問もできるとのことであった。これらについては、本町議会が原理原則とする事前協議と本会議主義との整合性を考えると違和感を覚えた。

請願と陳情について、町民から議会に提出される多くは陳情であり、内容によっては委員会付託し意見書を上げることもあるとのことであった。しかし請願については予算の伴う判断を必要とするにとらえており、提出数も少ないし、めったに採択されないとのことであった。

平成24年度の陳情は、個人・団体から39件に上り、町民の意識としては陳情が浸透しているとのことであり、本町においても、議会を通した町民要望の受け皿としての可能性を検討する必要性を感じた。

視察地 神奈川県葉山町

1 視察年月日 平成 25 年 1 月 22 日

2 視察目的

議会活性化と開かれた議会運営について

①議会基本条例制定後の議会活性化対策について

②議会報告会について

3 視察地の概況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

- (1) 人 口 32,777 人
- (2) 世 帯 数 12,645 世帯
- (3) 面 積 17.6 km<sup>2</sup>
- (4) 財政規模 8,748,000 千円（平成 24 年度一般会計当初予算）
- (5) 地勢・沿革

葉山町は、三浦半島の西北部に位置し、北は逗子市、東部・南部は横須賀市に接し、西は相模湾に面している。

葉山海岸は、平成 8 年には「日本の渚・百選」に選ばれ、3つの海水浴場は海水浴や磯遊び・マリンスポーツのできる観光地として知られている。

東京から 50 キロ圏内に位置しており町内には御用邸がある。公共交通機関は、隣接する逗子市まで JR 横須賀線か京浜急行線を使用、逗子駅から葉山町まではバス路線がある。

(6) 議会の概要

・議員定数 14 人

（平成 7 年 20 人、平成 11 年 18 人、平成 19 年 17 人、平成 23 年 14 人）

・常任委員会

総務建設常任委員会 7 人

教育民生常任委員会 7 人

・議会運営委員会 7 人

・特別委員会

予算特別委員会 6 人または 7 人（議長は委員とにならない）

決算特別委員会 6 人（議長及び議会選出の監査委員は委員とにならない）

ごみ問題特別委員会 13 人（議長は委員とにならない）

議会広報特別委員会 6 人

・議会事務局 4 人

・議会費 176,943 千円（平成 24 年度当初予算）

#### 4 取り組みの現況

##### (1) 議会基本条例（平成 21 年 11 月 1 日施行）

###### ・議会基本条例の基本的な考え方

地方分権を進める上で、地方自治体は自らの判断と責任において行政を運営することが求められている。地方議会および議員は、住民福祉の向上を図るため、さまざまな行政課題に対して、住民の多様な意見を的確に把握し、自立したまちづくりを進める責任を負っている。

このような認識のもと、これまでの良好な自然環境と住環境の調和を重視し、伝統ある歴史と文化を育みつつ、新しい価値を創造するよう努める。

議会は、高い政治倫理に基づき、議員の責務及び活動原則、情報提供など町民に開かれた議会運営の基本的事項を定め、町民の負託にこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

##### (2) 反問権

反問権は規定していない。議会から提案する条例改正や議会規則の改正については、議会運営委員会での全会一致を原則としている。規定する方向で議論したが、ややこしくなる、規定しなくても反問権は行使されているなどの意見があり、全委員の賛同は得られなかった。

##### (3) 議会報告会（平成 23 年 11 月 12 日初開催）

議会報告会は、報告会のテーマを議会側で決めて年 1 回、11 月から 12 月の間に実施している。開催場所は 1 箇所で行い、全議員と全事務局員で対応している。（事務局員は受付や資料配布、写真撮影等を担当）

町民への周知方法は、議会ホームページ・議会だより・町広報誌・町内回覧板により行っている。

当初は、平成 19 年に 4 回行われた、議会基本条例の制定に向けての「町民の皆様のご意見を伺う会」と議会基本条例が制定された平成 22 年に行われた「議会基本条例説明会」の経験を活かし議会報告会をシミュレーションした。

##### (4) 議会災害時行動マニュアル（平成 24 年 6 月 21 日作成）

災害発生時の対応として、議会災害時行動マニュアルを作成している。

- 初動 町災害対策本部設置後、1 時間以内の登庁。議会災害対策本部の設置。
- 初期 自身の安否・住居・連絡先の報告。地域における情報収集と支援活動等の協力。
- 中期 町災害対策本部との情報交換と諸要請の実施。被災者に対する助言、相談受付。
- 後期 町災害対策本部への協力。避難所等の状況確認。国・県への要請活動
- その他 議会災害対策本部活動記録の、可能な限り時系列での作成。

（詳細は別紙資料添付）

##### (5) 通年議会

話題になる程度で、具体的な議論はしていない。

## 5 考 察

葉山町議会の議員定数については、これまで16年間で3回、20人から14人まで削減してきた。

平成23年に3人削減して定数14人にした時の経緯は、全議員で特別委員会を設置したが結論が出なかったため議員発議で提案、可決した。特別委員会で町民の意見を聞く機会は設けなかったとのことだった。

定数を削減した対応として、これまでの3常任委員会を2常任委員会としたが、二人の議員が町長選挙立候補のため辞職したときには、全ての議員が正・副委員長の役付きという構成となった。

大磯町議会も同様であったが、14人の議員のうち7人が女性議員であり、正・副議長も女性という構成であった。議長によると、近隣自治体の削減に同調するようにとの町民要望に沿った決定であったが、今になってみると削減しすぎた、これ以上は削減できないと感じているとのことであった。

議会報告会については、町民の意見を伺う場と考えているが、町民は行政サイドに対する意見と議会に対する意見を混同している向きがある。事前の情報提供と司会進行の仕切り方など工夫が必要だと考えていた。

報告会のテーマの決定について、昨年、町の総合計画を修正可決したことに、議会としての説明責任を果たそうと、その一点をテーマにして開催したが、極端に参加人数が少なかった。これまでも、テーマを決めて報告会を実施してきたが、議会の思いと町民の関心が乖離していないのか、テーマの選定だけでなく根本的な実施方法の検討をする必要を感じているとのことであった。

また、災害時における議会の対応として、議会災害時行動マニュアルを作成している。

以上については、本町議会の今後の議会改革に参考になるものであった。

他に興味深かったのは、国民健康保険や上下水道の利用料など、町民生活に直結する議案については、事前に、所管する常任委員会に付託して調査するとのことであった。

重要議案の議論を深めるステップとなるのは理解するが、参考とするには、本町議会で原理原則とする事前協議と本会議主義との整合性を図る必要があると感じた。さらに、予算・決算特別委員会は全議員の約半数の委員で審査し、委員になれなかった議員は傍聴席で傍聴し、傍聴席から質問もできるとのことであった。

以前、3常任委員会の頃は分割審査していたが、これでは他の分科会の議論が見えないとの意見に応えた結果とのことであった。

議長によると、政令市のような大きな議会は委員会主義、町村議会は本会議主義が多く、葉山町はその中間にある。近年になって、議長を除く全議員で審査するべきとの声があり、今後調整したいとのことであった。

## 葉山町議会災害時行動マニュアル

### ◎初動（町災害対策本部設置時）設置後 1時間以内

- 1 議会事務局長は、町が災害対策本部を設置した場合、議長に対し、その旨を連絡する。
- 2 議長は、災害対策本部の設置の連絡を受けたときは、副議長と協議し、議会災害対策本部の設置を決定する。
- 3 議会災害対策本部は、役場3階の協議会室1に設置する。
- 4 議長又は議会事務局長は、議会災害対策本部を設置したときは、その旨を町議会議員及び町長に報告する。
- 5 議会災害対策本部長は、議長又は議長が指名した議員が務める。

### ◎初期（議会災害本部設置後住民避難など緊急活動中）3日前後

- 1 各議員は、自身の安否・居所・連絡先等を議会災害対策本部に連絡しなければならない。  
連絡は、固定電話・携帯電話・インターネット・連絡(者・車)など可能な方法によるものとする。
- 2 各議員は、議会災害対策本部長の指示に基づき、地域における情報収集及び支援活動等の協力を行う。
- 3 議会災害対策本部は、情報収集に努めるとともに各議員との連絡連携を密にするものとする。

### ◎中期（緊急的対応から応急活動移行後）

- 1 町災害対策本部との情報交換と諸要請の実施
- 2 被災者に対する助言及び相談受付等

### ◎後期

- 1 全員協議会を開催しての被災状況の掌握
- 2 町災害対策本部への協力
- 3 避難所等の状況確認
- 4 国・県等への要請活動
- 5 必要により、町長に対して臨時会の開催要請
- 6 議長は、災害対策本部の解散の連絡を受けたときは、副議長と協議し、議会災害対策本部の解散を決定する。

### ◎その他

- 1 議会災害対策本部は、可能な限り時系列の活動記録を作成する。

(平成24年6月21日 議会運営委員会決定)

